

東松山地方庁舎自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	埼玉県 東松山 地方庁舎	東松山市六軒町 5番地1	1階通路 (配置図①)	1.90m× 1.10m 2.09㎡	1台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。

2 貸付期間

令和9年2月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

飲料水：おおよそ幅 1,250mm×奥行 950mm×高さ 2,000mm 以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

③ その他

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（令和7年度版）の自動販売機の判断の基準に適合すること。

(3) 防災対策等

災害時に飲料提供が可能な機能、帰宅困難者支援機能などがあること。

(4) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成 7 年法律第 112 号)など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

5 種類以上の清涼飲料水（ただし、カップ飲料及び紙容器飲料を除く。）とする。

(2) 価格

市販価格（定価）から 10 円割引いた価格とする。

5 貸付料

年額の貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

6 管理費

管理費は、年度ごと、貸付料と同時に一括して徴収する。

各年度の管理費は、前年度に埼玉県総務部管財課において決定した額とする。

令和 8 年度の管理費は、設置する自動販売機の種別に応じて、1 台当たりの金額は次のとおりである。

・缶、ペットボトル 20,409 円／年
（うち消費税及び地方消費税 1,855 円）

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して埼玉県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

埼玉県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 埼玉県の責に帰することが明らかな場合を除き、埼玉県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。